

令和8年度

国営施設機能保全総合対策事業
霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画書(案)補足設計業務

特 別 仕 様 書

(当 初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容																																																										
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1－1 条	令和 8 年度国営施設機能保全総合対策事業 霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画書 (案) 補足設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。) によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																																																										
(目 的) 第 1－2 条	本業務は、令和 7 年度に実施した国営施設機能保全総合対策事業霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務において作成した緊急防災等工事計画書 (案) 等の補足修正を行い、緊急防災等工事計画書に基づき実施される霞ヶ浦用水地区水管理施設改修工事 (仮称) 、八郷揚水機場水管理施設改修工事 (仮称) 及び長者池揚水機場水管理施設改修工事 (仮称) の発注に必要な積算参考資料の作成を行うものである。																																																										
(場 所) 第 1－3 条	この業務において対象とする施設の場所は、茨城県土浦市他 10 市 2 町で別添「全体位置図」に示すとおりである。また、対象とする工事の予定地は以下のとおりである。 <table><tr><th>工事名</th><th>対象施設</th><th>改修予定地</th></tr><tr><td rowspan="17">霞ヶ浦用水地区 水管理施設改修工事 (仮称)</td><td>(親局) 中央管理所</td><td>茨城県下妻市北大宝 219-8</td></tr><tr><td>(子局) 八郷揚水機場</td><td>茨城県石岡市大增 700</td></tr><tr><td>長者池揚水機場</td><td>茨城県桜川市真壁町下谷貝 2409-4</td></tr><tr><td>明石揚水機場</td><td>茨城県つくば市作谷 3412</td></tr><tr><td>東山田揚水機場</td><td>茨城県古河市長左門新田 873-1</td></tr><tr><td>新井揚水機場</td><td>茨城県八千代町新井 549-2</td></tr><tr><td>諸川分水工</td><td>茨城県古河市東諸川 320-3</td></tr><tr><td>八千代分水工</td><td>茨城県結城市山川新宿 863-4</td></tr><tr><td>名崎分水工</td><td>茨城県古河市尾崎 2233-3</td></tr><tr><td>三和分水工</td><td>茨城県古河市仁連 2507</td></tr><tr><td>明野分水工</td><td>茨城県筑西市有田 57</td></tr><tr><td>関本分水工</td><td>茨城県筑西市船生 1016-37</td></tr><tr><td>茂呂分水工</td><td>茨城県古河市尾崎 2064-2</td></tr><tr><td>(孫局) 平八堰</td><td>茨城県坂東市平八新田 25</td></tr><tr><td>飯沼川補水堰</td><td>茨城県常総市左平太新田 1</td></tr><tr><td rowspan="5">八郷揚水機場 水管理施設改修工事 (仮称)</td><td>(親局) 八郷揚水機場</td><td>茨城県石岡市大增 700</td></tr><tr><td>(子局) 不動谷津池</td><td>茨城県笠間市小原 3833</td></tr><tr><td>板敷吐水槽</td><td>茨城県桜川市木植 66-3</td></tr><tr><td>羽黒揚水機場</td><td>茨城県桜川市大月 1</td></tr><tr><td>笠間池</td><td>茨城県笠間市福原 4539-2</td></tr><tr><td>(孫局) 羽黒吐出水槽</td><td>茨城県桜川市平沢 838</td></tr><tr><td>今泉吐水槽</td><td>茨城県桜川市今泉 155-1</td></tr><tr><td rowspan="4">長者池揚水機場 水管理施設改修工事 (仮称)</td><td>(親局) 長者池揚水機場</td><td>茨城県桜川市真壁町下谷貝 2409-4</td></tr><tr><td>(子局) 上野沼揚水機場</td><td>茨城県桜川市上野原地新田 78-4</td></tr><tr><td>上野沼吐水槽</td><td>茨城県桜川市堤上 189-2</td></tr><tr><td>調圧水槽</td><td>茨城県桜川市大国王 1</td></tr></table>	工事名	対象施設	改修予定地	霞ヶ浦用水地区 水管理施設改修工事 (仮称)	(親局) 中央管理所	茨城県下妻市北大宝 219-8	(子局) 八郷揚水機場	茨城県石岡市大增 700	長者池揚水機場	茨城県桜川市真壁町下谷貝 2409-4	明石揚水機場	茨城県つくば市作谷 3412	東山田揚水機場	茨城県古河市長左門新田 873-1	新井揚水機場	茨城県八千代町新井 549-2	諸川分水工	茨城県古河市東諸川 320-3	八千代分水工	茨城県結城市山川新宿 863-4	名崎分水工	茨城県古河市尾崎 2233-3	三和分水工	茨城県古河市仁連 2507	明野分水工	茨城県筑西市有田 57	関本分水工	茨城県筑西市船生 1016-37	茂呂分水工	茨城県古河市尾崎 2064-2	(孫局) 平八堰	茨城県坂東市平八新田 25	飯沼川補水堰	茨城県常総市左平太新田 1	八郷揚水機場 水管理施設改修工事 (仮称)	(親局) 八郷揚水機場	茨城県石岡市大增 700	(子局) 不動谷津池	茨城県笠間市小原 3833	板敷吐水槽	茨城県桜川市木植 66-3	羽黒揚水機場	茨城県桜川市大月 1	笠間池	茨城県笠間市福原 4539-2	(孫局) 羽黒吐出水槽	茨城県桜川市平沢 838	今泉吐水槽	茨城県桜川市今泉 155-1	長者池揚水機場 水管理施設改修工事 (仮称)	(親局) 長者池揚水機場	茨城県桜川市真壁町下谷貝 2409-4	(子局) 上野沼揚水機場	茨城県桜川市上野原地新田 78-4	上野沼吐水槽	茨城県桜川市堤上 189-2	調圧水槽	茨城県桜川市大国王 1
工事名	対象施設	改修予定地																																																									
霞ヶ浦用水地区 水管理施設改修工事 (仮称)	(親局) 中央管理所	茨城県下妻市北大宝 219-8																																																									
	(子局) 八郷揚水機場	茨城県石岡市大增 700																																																									
	長者池揚水機場	茨城県桜川市真壁町下谷貝 2409-4																																																									
	明石揚水機場	茨城県つくば市作谷 3412																																																									
	東山田揚水機場	茨城県古河市長左門新田 873-1																																																									
	新井揚水機場	茨城県八千代町新井 549-2																																																									
	諸川分水工	茨城県古河市東諸川 320-3																																																									
	八千代分水工	茨城県結城市山川新宿 863-4																																																									
	名崎分水工	茨城県古河市尾崎 2233-3																																																									
	三和分水工	茨城県古河市仁連 2507																																																									
	明野分水工	茨城県筑西市有田 57																																																									
	関本分水工	茨城県筑西市船生 1016-37																																																									
	茂呂分水工	茨城県古河市尾崎 2064-2																																																									
	(孫局) 平八堰	茨城県坂東市平八新田 25																																																									
	飯沼川補水堰	茨城県常総市左平太新田 1																																																									
	八郷揚水機場 水管理施設改修工事 (仮称)	(親局) 八郷揚水機場	茨城県石岡市大增 700																																																								
		(子局) 不動谷津池	茨城県笠間市小原 3833																																																								
板敷吐水槽		茨城県桜川市木植 66-3																																																									
羽黒揚水機場		茨城県桜川市大月 1																																																									
笠間池		茨城県笠間市福原 4539-2																																																									
(孫局) 羽黒吐出水槽	茨城県桜川市平沢 838																																																										
今泉吐水槽	茨城県桜川市今泉 155-1																																																										
長者池揚水機場 水管理施設改修工事 (仮称)	(親局) 長者池揚水機場	茨城県桜川市真壁町下谷貝 2409-4																																																									
	(子局) 上野沼揚水機場	茨城県桜川市上野原地新田 78-4																																																									
	上野沼吐水槽	茨城県桜川市堤上 189-2																																																									
	調圧水槽	茨城県桜川市大国王 1																																																									

項 目	内 容
(作業概要) 第 1－4 条	本業務は、次の工事の発注に必要な積算参考資料の作成を行うものであり、概要は次のとおりである。 (1) 霞ヶ浦用水地区水管理施設改修工事（仮称） 1) 親局設備 1 局 ・情報伝送設備 一式 2) 子局設備 12 局 ・情報伝送設備 一式 3) 孫局設備 2 局 ・情報伝送設備 一式 4) 既設設備撤去 一式 (2) 八郷揚水機場水管理施設改修工事（仮称） 1) 親局設備 1 局 ・情報伝送設備 一式 2) 子局設備 4 局 ・情報伝送設備 一式 3) 孫局設備 2 局 ・情報伝送設備 一式 4) 既設設備撤去 一式 (3) 長者池揚水機場水管理施設改修工事（仮称） 1) 親局設備 1 局 ・情報伝送設備 一式 2) 子局設備 3 局 ・情報伝送設備 一式 3) 既設設備撤去 一式
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1－5 条	1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書（案）第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1－7 条照査技術者及び照査の実施」については、自らが行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び 71 条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「A 等級」の確認を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第 1－30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある。 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。 イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること ・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ・照査技術者と同等の技術者資格を有する者

項 目	内 容							
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1－6 条 (一般事項) 第 1－7 条	4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況についてその都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4－1 条に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1－12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書(案)第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果品のミス、不備 等							
	業務請負契約書(案)及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1 作業実施の順序方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 3 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 4 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 5 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。 6 作業項目 6. 積算参考資料等作成においては、各工事(仮称)の発注時期を踏まえ、次に示す時期まで作業を完了するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>作業完了時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦用水地区水管理施設改修工事(仮称)</td><td>令和 8 年 9 月末(予定)</td></tr> <tr> <td>八郷揚水機場水管理施設改修工事(仮称)</td><td>令和 8 年 9 月末(予定)</td></tr> <tr> <td>長者池揚水機場水管理施設改修工事(仮称)</td><td>令和 8 年 9 月末(予定)</td></tr> </tbody> </table>	工事名	作業完了時期	霞ヶ浦用水地区水管理施設改修工事(仮称)	令和 8 年 9 月末(予定)	八郷揚水機場水管理施設改修工事(仮称)	令和 8 年 9 月末(予定)	長者池揚水機場水管理施設改修工事(仮称)
工事名	作業完了時期							
霞ヶ浦用水地区水管理施設改修工事(仮称)	令和 8 年 9 月末(予定)							
八郷揚水機場水管理施設改修工事(仮称)	令和 8 年 9 月末(予定)							
長者池揚水機場水管理施設改修工事(仮称)	令和 8 年 9 月末(予定)							

項 目	内 容																		
(管理技術者) 第 1－8 条	1 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>電子応用</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する学術部門</td></tr><tr><td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>電気電子</td><td>－</td></tr><tr><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	電気電子	電子応用	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目																	
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画																	
	電気電子	電子応用																	
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画																	
博士	当該業務に関連する学術部門																		
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－																	
	農業土木	－																	
(照査技術者) 第 1－9 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>電子応用</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する学術部門</td></tr><tr><td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>電気電子</td><td>－</td></tr><tr><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 2 共通仕様書第 1－7 条第 4 項という業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画作成時 2) 経済効果算定資料の更新時 3) 各審査段階を踏まえた緊急防災等工事計画書（案）の更新時 4) 土地改良法手続きに係る書面の作成時 5) 成果取りまとめ時 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	電気電子	電子応用	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目																	
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画																	
	電気電子	電子応用																	
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画																	
博士	当該業務に関連する学術部門																		
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	－																	
	農業土木	－																	
(担当技術者) 第 1－10 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																		
(配置技術者の確認) 第 1－11 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。																		

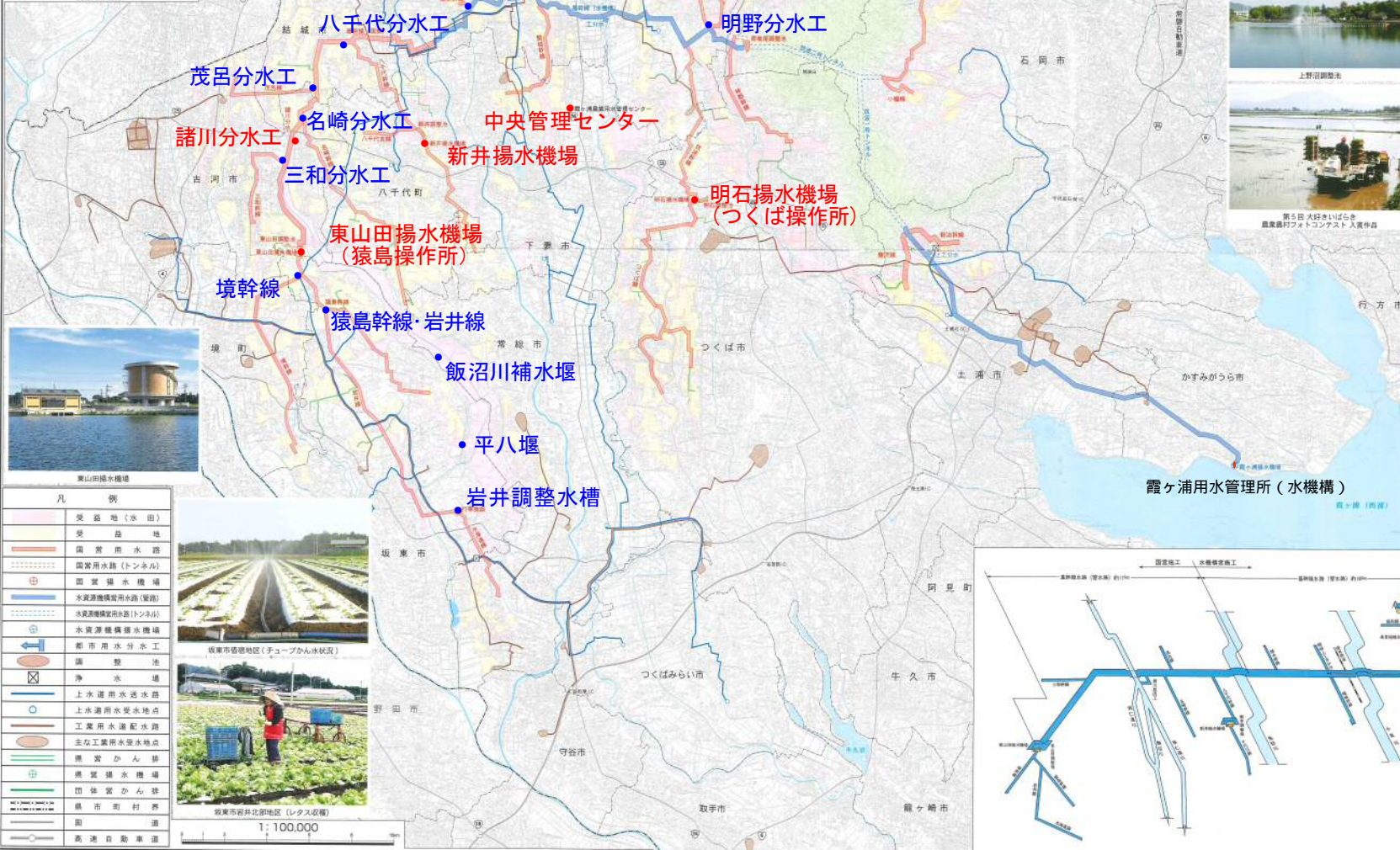
項 目	内 容																											
(保険加入) 第 1－12 条	1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																											
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 この業務の実施・検討に関しては、以下に示す図書によるものし、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																											
	<table><tr><th>No.</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>(株) 大成出版社</td><td>平成 27 年 9 月</td></tr><tr><td>2</td><td>水管理制御方式技術指針(計画設計編)</td><td>農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html</td><td>令和 6 年 10 月</td></tr><tr><td>3</td><td>令和 8 年度農林水産省 土地改良工事積算基準 (施設機械)</td><td>農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html</td><td rowspan="2">令和 8 年 4 月 (予定)</td></tr><tr><td>4</td><td>令和 8 年度農林水産省 土地改良工事積算基準 (機械経費)</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>施設機械工事等共通仕様書</td><td>農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_kikai/index.html</td><td>令和 7 年 3 月</td></tr><tr><td>6</td><td>施設機械工事等施工管理基準</td><td>農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_skizyun/index.html</td><td>令和 4 年 3 月</td></tr></table>	No.	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成 27 年 9 月	2	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html	令和 6 年 10 月	3	令和 8 年度農林水産省 土地改良工事積算基準 (施設機械)	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html	令和 8 年 4 月 (予定)	4	令和 8 年度農林水産省 土地改良工事積算基準 (機械経費)		5	施設機械工事等共通仕様書	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_kikai/index.html	令和 7 年 3 月	6	施設機械工事等施工管理基準	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_skizyun/index.html	令和 4 年 3 月
No.	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																									
1	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成 27 年 9 月																									
2	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/kikaisisin/mizukanri.html	令和 6 年 10 月																									
3	令和 8 年度農林水産省 土地改良工事積算基準 (施設機械)	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html	令和 8 年 4 月 (予定)																									
4	令和 8 年度農林水産省 土地改良工事積算基準 (機械経費)																											
5	施設機械工事等共通仕様書	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_kikai/index.html	令和 7 年 3 月																									
6	施設機械工事等施工管理基準	農林水産省ホームページ 参照 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_skizyun/index.html	令和 4 年 3 月																									
(参考図書) 第 2－2 条	作業の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか、次表によるものとする。																											
	<table><tr><th>No.</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>電気通信施設設計要領・ 同解説 (電気編)</td><td>(一社)建設電気技術協会</td><td>平成 29 年 3 月</td></tr><tr><td>2</td><td>電気通信施設設計要領・ 同解説 (通信編)</td><td>(一社)建設電気技術協会</td><td>令和 5 年版</td></tr></table>	No.	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	電気通信施設設計要領・ 同解説 (電気編)	(一社)建設電気技術協会	平成 29 年 3 月	2	電気通信施設設計要領・ 同解説 (通信編)	(一社)建設電気技術協会	令和 5 年版															
No.	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																									
1	電気通信施設設計要領・ 同解説 (電気編)	(一社)建設電気技術協会	平成 29 年 3 月																									
2	電気通信施設設計要領・ 同解説 (通信編)	(一社)建設電気技術協会	令和 5 年版																									
(貸与資料) 第 2－3 条	貸与資料は、次のとおりである。																											
	<table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>事業誌 (霞ヶ浦用水地区)</td><td>一式</td></tr><tr><td>水管理施設整備に係る効果算定の解説 (令和 3 年 4 月)</td><td>一式</td></tr><tr><td>国営利根中央土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施設整備) 及び補足説明資料</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和 7 年度国営施設機能保全総合対策事業 霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務 特別仕様書※</td><td>一式</td></tr></table>	貸 与 資 料	数量	事業誌 (霞ヶ浦用水地区)	一式	水管理施設整備に係る効果算定の解説 (令和 3 年 4 月)	一式	国営利根中央土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施設整備) 及び補足説明資料	一式	令和 7 年度国営施設機能保全総合対策事業 霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務 特別仕様書※	一式																	
貸 与 資 料	数量																											
事業誌 (霞ヶ浦用水地区)	一式																											
水管理施設整備に係る効果算定の解説 (令和 3 年 4 月)	一式																											
国営利根中央土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施設整備) 及び補足説明資料	一式																											
令和 7 年度国営施設機能保全総合対策事業 霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務 特別仕様書※	一式																											
	※については、業務実施中のため、今後、時点により変更する。																											

項 目	内 容		
(参考図書及び貸与資料等の取扱い) 第 2－4 条	なお、緊急防災等工事計画書については、国営利根中央土地改良事業計画書と同等のものである。また、不足の図書やその他業務に必要な資料は必要に応じて貸与する。 第 2－2 条、第 2－3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 4 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨、監督職員から指示する。		
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。		
	作 業 項 目	数 量	備 考
	1. 準備作業	一式	「作業項目内訳表」 参照
	2. 経済効果算定資料の更新	一式	
	3. 効用に関する説明資料等の更新	一式	
	4. 緊急防災等工事計画書（案）等の作成	一式	
	5. 土地改良法手続きに係る書面の作成	一式	
	6. 積算参考資料等作成 (霞ヶ浦用水地区水管理施設改修工事(仮称)、 八郷揚水機場水管理施設改修工事(仮称)、 長者池揚水機場水管理施設改修工事(仮称))		
	1) 現地調査	工事 3 件	
	2) 設計関係資料把握	工事 3 件	
	3) 設計図作成	240 枚	
	4) 数量計算書作成	120 枚	
	5) 施工計画書作成	工事 3 件	
	6) 特別仕様書作成	工事 3 件	
	7) 積算資料及び施工単価条件資料の作成	360 枚	
	8) 特別単価作成	150 単価	
	9) 標準積算システム入力	工事 3 件	
	7. 照査	一式	
	8. 点検・とりまとめ	一式	
(作業の留意点) 第 3－2 条	本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。 1 現地調査を行い、貸与資料の内容を十分把握するとともに、現場条件を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。 2 貸与資料の内容を十分理解のうえ、施工歩掛、施工機械の選定等を行うものとする。 3 施工計画（仮設工事計画を含む。）は、施工性及び経済性を考慮、検討のうえ、監督職員と協議し、作成するものとする。 4 標準積算システムへの入力作業は本事業所において行うものとする。 5 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html を参照。 6 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 7 第 2－2 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。		

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条	8 当該業務で実施するコスト削減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト削減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト削減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック 2024（（一社）農業土木事業協会発行）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 1）農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 URL（https://nn-techinfo.jp/）を参照。 2）農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 については、 URL（https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/）を参照。 3）新技術情報システム（NETIS）については、 https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 9 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。 10 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。 11 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1 から5 によりこれを実施するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1 から5 によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもの、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信性憑確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 （1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 （2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い （1）受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 （2）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 （3）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3 に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第 3－4 条	なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映の上作成し、監督職員の承諾を得なければならない。また、技術提案内容の履行確認に当たっては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4－1 条	共通仕様書第 1－10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（経済効果算定資料の更新時） 第 3 回 中間打合せ（各審査段階を踏まえた緊急防災等工事計画書（案）の更新時） 第 4 回 中間打合せ（土地改良法手続きに係る書面の作成時） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せを行うこととし、設計変更の対象としない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
(打合せ場所) 第 4－2 条	打合せについては、原則対面によるものとする。また、打合せ場所については、下記のとおりとする。 千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	成果物は、共通仕様書第 1－17 条に基づき、「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」により作成し、次のものを提出しなければならない。 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R 又は BD-R）正副 2 部 2 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、第 5－2 条で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(開示用成果物の作成及び提出) 第 5－2 条	第 5－1 条に記載している成果物（PDF ファイル）を元に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、PDF 加工・編集ソフトを用いて被覆等の措置を行い、データ上で該当箇所を確認できるよう加工した成果物を開示用成果物として別途提出しなければならない。 1 開示用成果物の電子媒体（CD-R 等） 1 部
(図面ファイルの形式) 第 5－3 条	成果図面の電子ファイルについては、前条で定めている形式のほか、al-111 CAD で編集可能なデータを提出しなければならない。

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第 5－4 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書（案）第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 1 第 1－4 条に示す「作業概要」に変更が生じた場合。 2 第 1－7 条に示す「一般事項」に変更が生じた場合。 2 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5 履行期間の変更が生じた場合。 6 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 7 その他
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



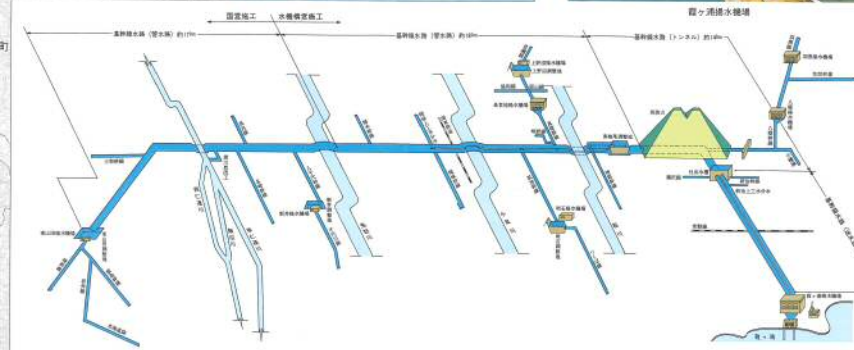
農業用水事業対象位置図



都市用水事業対象位置図



● 〇〇〇〇



業務名: 令和8年度 国営施設機能保全総合対策事業
霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画書(案)補足設計業務

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 準備作業	過年度に実施した調査計画や貸与資料等の内容を把握・整理し、作業計画を作成する。	一式	
2. 経済効果算定資料の更新			
1) 諸係数の改正等を踏まえた総費用及び総便益の更新	過年度に作成した経済効果算定資料のうち、総費用及び総便益について、発注者より貸与する最新の「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数」の支出済費用換算係数の改正値や事業費の更新結果等を用いて、データの更新を行う。	一式	
2) 総括表等の更新	過年度に作成した経済効果算定資料のうち、総括表(第1表～第3表及び第5表)について、上記(1)の結果を踏まえ、データ更新を行う。	一式	
3. 効用に関する説明資料等の更新	過年度に作成した効用に関する説明資料及び効用に関する詳細資料について、上記2の結果を踏まえ、更新を行う。	一式	
4. 緊急防災等工事計画書(案)等の作成			
1) 緊急防災等工事計画書(案)等の修正及び更新	上記2. を反映し、緊急防災等工事計画書(案)の各審査段階を踏まえ、過年度作成した緊急防災等工事計画書(案)、補足説明資料(現況平面図、計画平面図、工事計画図を含む)、工事概要説明資料(PowerPoint)の修正及び更新を行う。	一式	
2) 各種法定書面の製本	負担区分及び予定管理方法に関する書面の整理、緊急防災等工事計画書(添付図面含む)等の各種法定書面の製本(各100部)を行う。	一式	
5. 土地改良法手続きに係る書面の作成	上記4. 1)の作業を踏まえ、施設に係る予定管理方法等を記載した書面、事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面の作成を行う。また、必要に応じて過年度作成した一定地域調書の修正を行う。	一式	
6. 積算参考資料等作成			
1) 現地調査	対象工事の過年度業務報告書(実施設計報告書)に基づき現地を確認する。	工事3件	
2) 設計関係資料把握		工事3件	
a. 実施設計業務報告書	過年度業務報告書(実施設計報告書)から本業務の作業範囲の確認、照合作業を行う。		
b. 設計図			
c. 数量計算書			
3) 設計図作成	過年度業務報告書(実施設計報告書)の設計図を修正し、工事発注図面を作成する。ここでいう修正とは、工区割りによる修正、施工範囲の明示、図面タイトルの修正をいう。	240枚	
4) 数量計算書作成	過年度業務報告書(実施設計報告書)の数量計算書を修正し、発注予定工事後とに取りまとめる。	120枚	
5) 施工計画書作成	過年度業務報告書(実施設計報告書)を基に施工計画及び工事工程表の簡易な補足及び修正を行う。	工事3件	
6) 特別仕様書作成	過年度業務報告書(実施設計報告書)を基に特別仕様書(工事数量表を含む)を修正する。	工事3件	
7) 積算資料及び施工単価条件資料の作成	各工種において、積算の根拠(施工歩掛、施工機械の選定等)資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。	360枚	
8) 特別単価作成	単価を作成する際、土地改良工事積算基準及び工事体系が定められていない工種で、各歩掛を組み合わせで構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。	150単価	
9) 標準積算システム入力	事務所において、標準積算システムを利用して積算書を作成する。	工事3件	
7. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	一式	
8. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	